

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【公表番号】特表2009-500420(P2009-500420A)

【公表日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-520358(P2008-520358)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/137 (2006.01)

A 6 1 K 31/4985 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/24 (2006.01)

A 6 1 P 25/18 (2006.01)

A 6 1 P 15/08 (2006.01)

A 6 1 P 25/22 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 25/16 (2006.01)

A 6 1 P 25/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/137

A 6 1 K 31/4985

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 P 25/24

A 6 1 P 25/18

A 6 1 P 15/08

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 25/14

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月8日(2009.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エスゾピクロン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶、及び

O - デスマチルベンラファキシン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶、

を含む医薬組成物。

【請求項2】

O - デスマチルベンラファキシンが、(±) - O - デスマチルベンラファキシン又は(-) - O - デスマチルベンラファキシンである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

エスゾピクロン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若

しくは共結晶と、O - デスマチルベンラファキシン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶との組み合わせである薬剤であって、それらの治療的有効量を併用投与することにより閉経期又は閉経周辺期に罹っている患者を治療するための、前記薬剤。

【請求項 4】

O - デスマチルベンラファキシンが、(±) - O - デスマチルベンラファキシン又は(-) - O - デスマチルベンラファキシンである、請求項 3 に記載の薬剤。

【請求項 5】

エスゾピクロン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶と、O - デスマチルベンラファキシン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶との組み合わせである薬剤であって、それらの治療的有効量を併用投与することにより気分障害に罹っている患者を治療するための、前記薬剤。

【請求項 6】

O - デスマチルベンラファキシンが、(±) - O - デスマチルベンラファキシン又は(-) - O - デスマチルベンラファキシンである、請求項 5 に記載の薬剤。

【請求項 7】

エスゾピクロン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶と、O - デスマチルベンラファキシン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶との組み合わせである薬剤であって、それらの治療的有効量を併用投与することにより不安障害に罹っている患者を治療するための、前記薬剤。

【請求項 8】

O - デスマチルベンラファキシンが、(±) - O - デスマチルベンラファキシン又は(-) - O - デスマチルベンラファキシンである、請求項 7 に記載の薬剤。

【請求項 9】

エスゾピクロン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶と、O - デスマチルベンラファキシン、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、包接化合物、多形体、若しくは共結晶との組み合わせである薬剤であって、それらの治療的有効量を併用投与することにより認知障害に罹っている患者を治療するための、前記薬剤。

【請求項 10】

O - デスマチルベンラファキシンが、(±) - O - デスマチルベンラファキシン又は(-) - O - デスマチルベンラファキシンである、請求項 9 に記載の薬剤。

【請求項 11】

気分障害が、大うつ病、大うつ病障害、軽度うつ病、精神病を伴わない重度うつ病、精神病を伴う重度うつ病、メランコリー、非定型うつ病、気分変調性障害、躁うつ病、双極性障害、双極 I 型障害、双極 I II 型障害、双極 I II I 型障害、気分循環性障害、慢性軽躁病、月経前症候群、月経前不快気分障害、出産前うつ病、及び産後抑うつ症から選択される、請求項 5 に記載の薬剤。

【請求項 12】

不安障害が、パニック発作、パニック障害、恐怖性障害、強迫性障害、心的外傷後ストレス障害、急性ストレス障害、及び全般性不安障害から選択される、請求項 7 に記載の薬剤。

【請求項 13】

認知障害が、せん妄、認知症、アルツハイマー病、レビー小体認知症、血管性認知症、ビンスワンガー型認知症、パーキンソン病、進行性核上麻痺、ハンチントン病、ピック病、クリューバー・ビューシー症候群、前頭葉認知症症候群、正常圧水頭症、硬膜下血腫、クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、全身不全麻痺、AIDS 認知症、認知機能低下及び記憶喪失から選択される、請求項 9 に記載の

薬剤。